

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

1. 趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

2. 構成員

別紙のとおりとする。

3. その他

- (1) 本検討会は厚生労働省子ども家庭局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会

構成員名簿

(五十音順、敬称略)

大日向 雅美	恵泉女学園大学 学長
高祖 常子	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
立花 良之	成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
福丸 由佳	CARE Japan 代表
松田 妙子	NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
森 保道	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会委員・幹事
山田 和子	四天王寺大学 看護学部 教授